

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市小児慢性特定疾病児童等自立支援センター業務
発 注 課	保）保健管理課
選 定 事 業 者	国立大学法人北海道大学 北海道大学病院
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本事業は小児慢性特定疾病児童の自立支援を目的とした総合相談事業である。札幌市では、令和3年度に札幌市難病対策地域協議会に小児科等の専門医や教育委員会、患者当事者等で構成する小児慢性特定疾病部会（以下、「小慢部会という。」）を設置し、小慢部会において、事業の検討を進め、下記の要件を満たす医療機関に委託する方針で一致し、本市としても本業務を最も適切かつ効果的に遂行できるのは北大病院であると認め、業務内容について協議を進め、令和6年度委託により事業を開始した経緯がある。 【要件】 ① 小児慢性特定疾病児童が多く通院していること ② 多職種のサポートが受けられること ③ 札幌全域から通いやすい場所に相談拠点が確保できること ④ 移行期医療の実績があり、自律（自立）支援に取り組んでいること ⑤ 他の医療機関と幅広いネットワークがあること 本業務を履行するためには、小児慢性特定疾病に罹患している子どもそれぞれが置かれている環境を理解したうえで、支援に係る関係機関と連携することが必要であるが、昨年8月に北大病院に委託契約後、北大病院は、小児慢性特定疾病児童等自立支援センター（通称：北大こどもサポートセンター「アルモニ」）を立ち上げ、相談に対応する自立支援員の研修、効果的な相談記録のための仕組みづくり、関係機関との打合せ、対外的な各種広報等の準備を行った後、10月から相談受付を開始したものである。 10月の相談業務開始後は、病院内外の関係部署との連携を図りながら相談対応を行っているが、受託者は、医療・福祉のほか、学習、就労環境等の各種知識を日々の相談対応の経験を積みながら着実に身に付けているところである。また、相談業務の性質から、相談を継続している利用者も一定数いるところである。 本業務は、小児慢性特定疾病児童の自立支援に係る様々な知識・経験をもって、相談者や関係機関との信頼関係を構築・維持しながら、利用者に向けて継続した支援を行っていくことに意義があるものであるが、今回の契約で委託者が変更となった場合、業務開始のための準備等で一定の期間、事業自体を休止せざるを得ないほか、改めての体制構築のための費用が必要となる。また、現在の利用者にとっても支援が途切れることや信頼関係の再構築等の不利益も容易に想定される。 以上により、現時点において、本業務を実施意義に沿って履行できるのは北海道大学病院のみであると考えられること、また、一般競争入札により、仮に、他の者に委託することになった場合、履行品質の確保、実施期間及び経費面において不利になることが認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び同第6号により本契約の相手方を北海道大学病院に特定する。	
根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決 定 日	令和7年3月5日
-------	----------